

# I 沖縄総合事務局陸運事務所の概況

## 1. 沿革

- 昭和23年 琉球警察局交通課で運転免許行政と関連して自動車の検査登録業務が開始された。
- 昭和27年 4月 1日 琉球政府創立(対日講和条約の発効を前に布令13号で行政、立法、司法の三権が分立して、各郡島政府は解散となる。)運輸局陸運課が設置され、各郡島の自動車行政を管轄し、警察交通課の検査登録業務を引き継ぐ。
- 昭和28年 4月 1日 運輸局は公務交通局となる。(琉球政府行政組織改正による。)
- 昭和29年 9月 17日 道路運送法、同車両法が制定(立法第46号)され、車検は民間(指定検査人)へ移管される。
- 昭和36年 8月 1日 陸運課観光係は経済局の観光課として独立する。
- 昭和37年 8月 25日 自動車損害賠償保障法が制定(立法91条)され、昭和39年12月25日施行。保障係を設置。
- 昭和42年 12月 1日 自動車の増加に伴い検査、登録業務を行わせるため車両係の要員を配置して中部分室、北部分室が設置される。
- 昭和44年 12月 16日 道路運送車両法の一部改正に伴い整備係を設置。
- 昭和45年 10月 1日 琉球政府行政組織法の一部改正により車両係は付属機関として独立、名称を車両登録事務所として県内自動車の増加に対応せしめる。
- 昭和47年 5月 15日 琉球政府は解散、車両登録事務所は沖縄県陸運事務所として発足する。
- 昭和48年 3月 31日 浦添市字港川512番地の4に庁舎、検査上屋及び傾斜角度測定上屋を新築し移転。
- 昭和49年 4月 1日 宮古支所(平良市字下里1037番地の1)、八重山支所(石垣市字登野城1395番地の1)庁舎新築移転。
- 昭和49年 9月 13日 登録業務電算化移行(両支所は除く)。
- 昭和50年 3月 31日 宮古、八重山支所の検査コース機械化
- 昭和50年 12月 1日 検査場に自動化コース2レーンが増設され4コースとなる。
- 昭和51年 12月 1日 宮古、八重山支所登録業務電算化移行
- 昭和53年 7月 30日 交通方法の変更に伴い、バス、タクシーの乗降ドアの変更や前照灯のマスキングテープ糊付、左ハンドルへの切り替え等が実施される。
- 昭和54年 8月 1日 検査の予約制実施
- 昭和55年 3月 28日 No.1、No.2コースの検査機器老朽更新全自動化及びD・Sコース増設。
- 昭和55年 5月 26日 旧端末機を新端末機に変更。
- 昭和56年 3月 27日 八重山支所検査場上屋増築(59.85㎡)
- 昭和56年 5月 25日 宮古、八重山支所旧端末機を新端末機に変更。
- 昭和58年 3月 31日 No.3、No.4自動化コースの検査機器老朽更新
- 昭和59年 11月 20日 検査上屋及び傾斜角度測定上屋移転用地8,552㎡を隣接地に購入。
- 昭和60年 4月 1日 地方事務官制度の廃止(昭和59年8月10日法律第67号)により沖縄総合事務局陸運事務所、また、検査課を整備課に改称。
- 昭和61年 3月 1日 昭和59年度で購入した隣接敷地に検査上屋(全自動の大小兼用コース(No.2)を増設し5コースとなる)及び傾斜角度測定上屋を新築し移転。
- 昭和62年 3月 25日 庁舎、二階建(652.88㎡)を増築。
- 昭和63年 1月 4日 旧端末機を新端末機(OCR)に更改。(第2次システム更改)
- 昭和63年 2月 26日 封印上屋、平屋建(97㎡)を新築。
- 平成元年 10月 2日 自動車登録テレホンサービス運用開始。

- 平成 4年 3月 19日 宮古支所庁舎新築(同一敷地内、庁舎249.48㎡、検査場239.10㎡敷地及び庁舎面積増)。検査施設を自動化コースに更新。
- 平成 5年 12月 15日 No.5コースに総合検査システム導入。
- 平成 7年 12月 10日 No.1自動化コースの検査機器を老朽更新。
- 平成 8年 1月 4日 旧端末機を新端末機に更改。(第3次システム更改)
- 平成 8年 12月 13日 No.2コースに音声誘導装置導入。
- 平成 9年 4月 1日 全国運輸局の機構改革に伴い、登録課は自動車登録部門とし、整備課からは、自動車検査部門を分離し、自動車登録業務と自動車検査業務を官制へと移行した。
- 平成 9年 8月 1日 自動車情報案内・車検予約システム(CARアンサーシステム)導入。
- 平成 9年 12月 18日 石垣市真栄里上原863-15、敷地面積4,515.25㎡を八重山支所移転用地として購入。
- 平成 10年 2月 1日 No.4コースに総合検査システム導入。
- 平成 11年 3月 29日 八重山支所庁舎新築移転(庁舎279.86㎡、検査場334.50㎡)。検査施設を自動化コースに更新。
- 平成 11年 8月 23日 ユーザーからの要望に応え、CARアンサーシステムの回線を2から4へ増設。
- 平成 12年 2月 21日 No.3自動化コースの検査機器老朽更新。
- 平成 12年 3月 13日 検査待機ユーザー用として、検査場横にトイレを設置。
- 平成 13年 1月 6日 中央省庁再編により、沖縄開発庁沖縄総合事務局が内閣府沖縄総合事務局へ改称。
- 平成 14年 3月 26日 本所1階登録・検査窓口来客用カウンター老朽更新。
- 平成 14年 7月 1日 自動車検査独立行政法人の設立に伴い、従来検査部門が行っていた検査場での自動車の検査を同法人へ、検査の受け付け及び車検証の交付業務は整備課へそれぞれ委譲。
- 平成 16年 1月 4日 旧端末機を新端末機に更改。(第4次システム更改)
- 平成 17年 1月 1日 自動車リサイクル法の施行により、新抹消制度及び自動車重量税の還付制度が始まった。
- 平成 18年 2月 1日 CARアンサーシステムに変えて、全国で登録手続き(車検案内含む)に関する利用者からの問い合わせをコールセンターで一元的に対応するヘルプデスクが開設された。
- 平成 18年 4月 1日 宮古・八重山支所が宮古・八重山海運事務所との統合により宮古・八重山運輸事務所へ組織再編。  
また、課制を廃止し、登録部門を含む事務系は運輸企画専門官へ、技術系は陸運技術専門官へのスタッフ制へ移行。
- 平成 24年 1月 4日 旧端末機を新端末機に更改。(第5次システム更改)
- 平成 29年 1月 4日 旧端末機を新端末機に更改。(第6次システム更改)
- 平成 29年 4月 3日 指定整備工場の保安基準適合証交付による継続検査手続のOSS(ワンストップサービス)運用開始
- 平成 29年 10月 2日 自動車登録手続のOSS運用開始

## 2. 位置

沖縄県は、九州と台湾との間に列なっている南西諸島の南部に位置し、南北約 400キロメートル、東西約 1,000キロメートルの広大な海域に40の有人島と多数の無人島を有し、我が国最大の行政区域を有する県である。

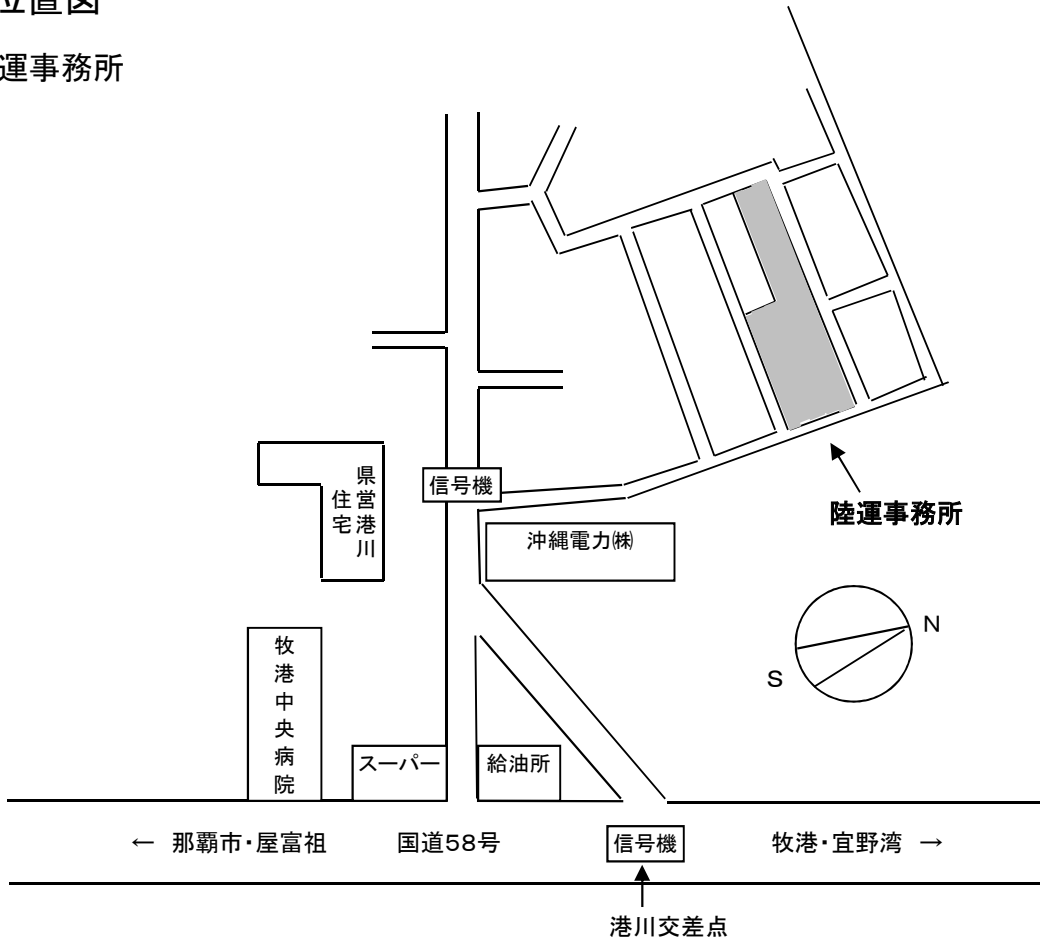
陸運事務所は沖縄本島の浦添市にあり、県庁所在地の那覇市から北へ約10キロメートル離れた位置にある。

宮古運輸事務所は、宮古郡島の主島である宮古島の宮古島市にあり、宮古島市役所より国道390号を約2キロメートル南下した位置にある。

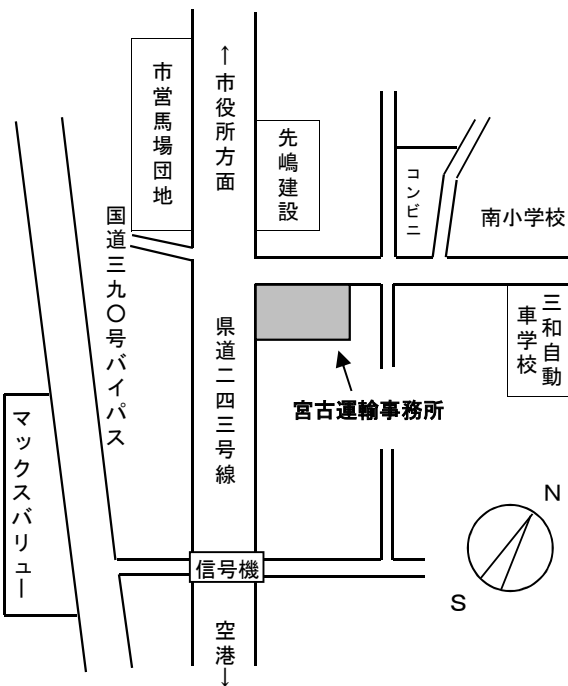
八重山運輸事務所は八重山郡島の主島である石垣島の石垣市にあり、石垣市役所より北東へ約3キロメートルの位置にある。

### 3. 事務所位置図

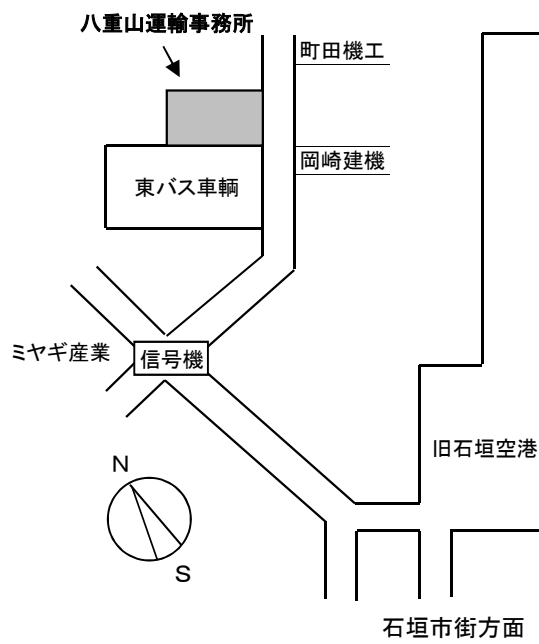
#### (1) 陸運事務所



#### (2) 宮古運輸事務所



#### (3) 八重山運輸事務所

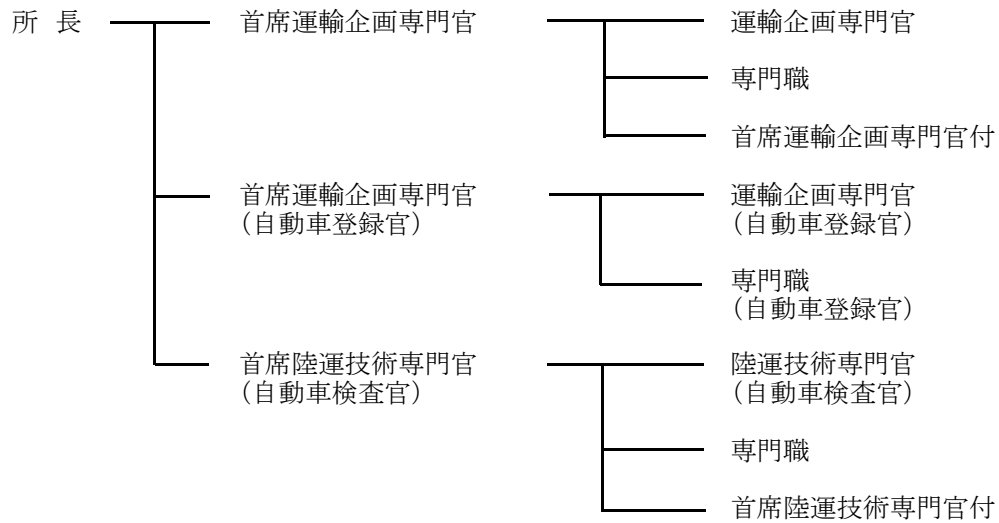


#### 4. 歴代所長

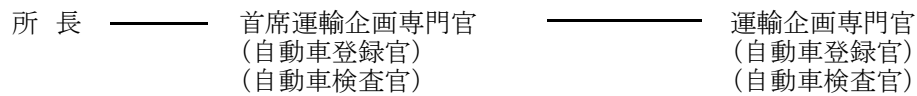
歴代	氏名	就任年月日
初代	比嘉仁晴	昭和47年 5月15日
2	与那覇清吉	昭和51年 1月 8日
3	宮里清五郎	昭和51年11月16日
4	玉城朝正	昭和54年 2月 1日
5	栗国良健	昭和56年 6月10日
6	石川典男	昭和58年 5月 1日
7	屋良肇	昭和59年 9月 1日
8	兼元勇幸	昭和61年 7月 1日
9	屋良肇	昭和63年10月 1日
10	嘉手苺正男	平成 3年 4月 1日
11	仲村友啓	平成 5年 4月 1日
12	西表直武	平成 6年 4月 1日
13	真栄城正宏	平成 7年 4月 1日
14	大城朝信	平成 8年 4月 1日
15	喜屋武和広	平成 9年 4月 1日
16	新城武夫	平成10年 4月 1日
17	桑江良寛	平成11年 4月 1日
18	長浜進	平成12年 4月 1日
19	平良貞夫	平成13年 4月 1日
20	山内昌國	平成14年 4月 1日
21	宇地原進	平成16年 4月 1日
22	金城弘子	平成18年 4月 1日
23	長田紀久雄	平成19年 4月 1日
24	田盛善一	平成20年 4月 1日
25	宮平仁勝	平成21年 4月 1日
26	立津和弘	平成24年 4月 1日
27	松山功	平成25年 4月 1日
28	仲嶺朝一	平成26年 4月 1日
29	宇崎勉	平成27年 4月 1日
30	古堅宗安	平成28年 4月 1日
31	邊土名和一	平成29年 4月 1日

## 5. 陸運事務所等機構図

### 【陸運事務所】



### 【運輸事務所】



## 定員数 (平成29年4月1日現在)

### 【陸運事務所】

部門 \ 会計別	一般会計	自動車安全特別会計	合計
所長		1	1
輸送	4		4
登録		7	7
整備		6	6
計	4	14	18

### 【運輸事務所】

事務所 \ 会計別	一般会計	自動車安全特別会計	合計
宮古	1	2	3
八重山	2	2	4
計	3	4	7

注) 海運関係の職員も含む。

## 6. 組織及び所掌事務

### (1) 沖縄総合事務局組織規則（平成13年内閣府令第4号）

第93条 総合事務局の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は次のとおりとする。

(表 中)

名 称	位 置	管轄区域	所 掌 事 務
陸運事務所	浦添市	沖縄県の全区域	沖縄総合事務局長の定めるところにより運輸支局において所掌することとされている事務を行うこと。
宮古運輸事務所	宮古島市	宮古島市 多良間村	
八重山運輸事務所	石垣市	石垣市、竹富町 与那国町	

### (2) 内閣府沖縄総合事務局の事務所の内部組織細則（平成13年1月6日府総第6号）

(陸運事務所の組織)

第40条 陸運事務所に運輸企画専門官及び陸運技術専門官及び専門職を置き、運輸企画専門官のうちから沖縄総合事務局長が指名する者2人を首席運輸企画専門官、陸運技術専門官のうちから沖縄総合事務局長が指名する者を首席陸運技術専門官とする。

- 2 運輸企画専門官及び陸運技術専門官の所掌事務は別表に定めるとおりとする。
- 3 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を管理する。
- 4 首席陸運技術専門官は、陸運技術専門官の所掌に属する事務を管理する。

(宮古運輸事務所の運輸企画専門官の所掌事務)

第41条 宮古運輸事務所に運輸企画専門官を置き、運輸企画専門官のうちから沖縄総合事務局長が指名する者を首席運輸企画専門官とする。

- 2 運輸企画専門官の所掌事務は別表に定めるとおりとする。
- 3 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を管理する。

(八重山運輸事務所の運輸企画専門官の所掌事務)

第42条 八重山運輸事務所に運輸企画専門官を置き、運輸企画専門官のうちから沖縄総合事務局長が指名する者を首席運輸企画専門官とする。

- 2 運輸企画専門官の所掌事務は別表に定めるとおりとする。
- 3 首席運輸企画専門官は、運輸企画専門官の所掌に属する事務を管理する。

(3) 所掌事務（内閣府沖縄総合事務局の事務所の内部組織細則別表）

陸運事務所

○ 運輸企画専門官

- 1 事務所の公印の保管に関する事。
- 2 事務所の公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 3 事務所の公文書類の審査及び進達に関する事。
- 4 事務所の職員の衛生、医療、その他福利厚生に関する事。
- 5 事務所に係る予算、決算及び前渡資金の経理に関する事。
- 6 事務所所属の物品の管理に関する事。
- 7 事務所職員の給与の出納及び旅費に関する事。
- 8 庁舎の管理に関する事。
- 9 自動車運送事業、自動車道事業及び専用自動車道に関する免許、許可及び認可に関する事。
- 10 自動車運送事業の運賃及び料金に関する事。
- 11 自動車運送事業の営業及び会計の監査に関する事。
- 12 自家用自動車の使用に関する事。
- 13 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用に関する事。
- 14 貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送に係る利用運送事業の登録及び認可に関する事。
- 15 第二種利用運送事業（貨物の集配に係る部分に限る。）の認可に関する事。
- 16 貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金に関する事。
- 17 貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の営業及び会計の監査に関する事。
- 18 自動車による旅客並びに貨物の運送に関する調査及び統計に関する事。
- 19 9から18に掲げるもののほか、自動車運送事業、貨物利用運送事業（附帯業務を含む。）並びに自動車による旅客並びに貨物の輸送の発達、改善及び調整に関する事。
- 20 自動車の登録に関する事。
- 21 自動車登録番号標の交付代行者の指定に関する事。
- 22 20及び21に掲げるもののほか、自動車の臨時運行の許可その他道路運送車両法（昭和26年法律第186号）の施行に関する事（陸運技術専門官の所掌に属するものを除く。）。
- 23 自動車の抵当権の登録に関する事。
- 24 自動車検査登録印紙の売りさばきに関する事。
- 25 登録証書の交付に関する事。
- 26 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関する事（自動車の整備及び技術に関するものを除く。）。
- 27 1から26までに掲げるもののほか、事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

○ 陸運技術専門官

- 1 自動車の整備管理に関する事。
- 2 道路運送車両の整備の技術上の改善に関する事。
- 3 道路運送車両の使用の技術上の改善に関する事。
- 4 自動車整備士に関する事。
- 5 自動車分解整備事業に関する事。
- 6 優良自動車整備事業者の認定に関する事。

- 7 指定自動車整備事業に関すること。
- 8 5から7までに掲げるもののほか、自動車整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 9 道路運送車両の整備に関する調査及び統計に関すること。
- 10 自動車の運行管理者に関すること。
- 11 自動車の事故に関すること。
- 12 10及び11に掲げるもののほか、道路運送車両の保安に関すること。
- 13 自動車の検査に関すること。
- 14 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
- 15 自動車の整備に関する命令に関すること。
- 16 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関すること。

○ 専門職

命を受けて、道路運送車両の専門的事項に関する事務を行う。

宮古及び八重山運輸事務所（陸運関係抜粋）

○ 運輸企画専門官

- 1 事務所の公印の保管に関すること。
- 2 事務所の公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 3 事務所の文書の審査及び進達に関すること。
- 4 事務所の職員の衛生、医療、その他福利厚生に関すること。
- 5 事務所に係る予算、決算及び前渡資金の経理に関すること。
- 6 事務所所属の物品の管理に関すること。
- 7 事務所の職員の給与の出納及び旅費に関すること。
- 8 庁舎の管理に関すること。
- 9～58（省略）
- 59 土砂等の運搬の用に供する大型自動車の使用に関すること。
- 60 自動車の登録に関すること。
- 61 60に掲げるもののほか、自動車の臨時運行の許可その他道路運送車両法の施行に関すること。
- 62 自動車の抵当権の登録に関すること。
- 63 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。
- 64 登録証書の交付に関すること。
- 65 自動車及び自動車販売事業に関する調査及び統計に関すること。
- 66 自動車の検査に関すること。
- 67 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること。
- 68 道路運送車両に関する技術上の調査及び統計に関すること。
- 69 道路運送車両の整備の技術上の改善に関すること。
- 70 道路運送車両の使用の技術上の改善に関すること。
- 71 自動車の整備に関する命令に関すること。
- 72 1から71までに掲げるもののほか、特に沖縄総合事務局長が定めた事務に関すること。



## 7. 庁舎等施設の概要

### (1) 陸運事務所

(イ) 所在地 〒901-2134 浦添市港川512番地の4  
TEL 098-877-5140 FAX 876-7233

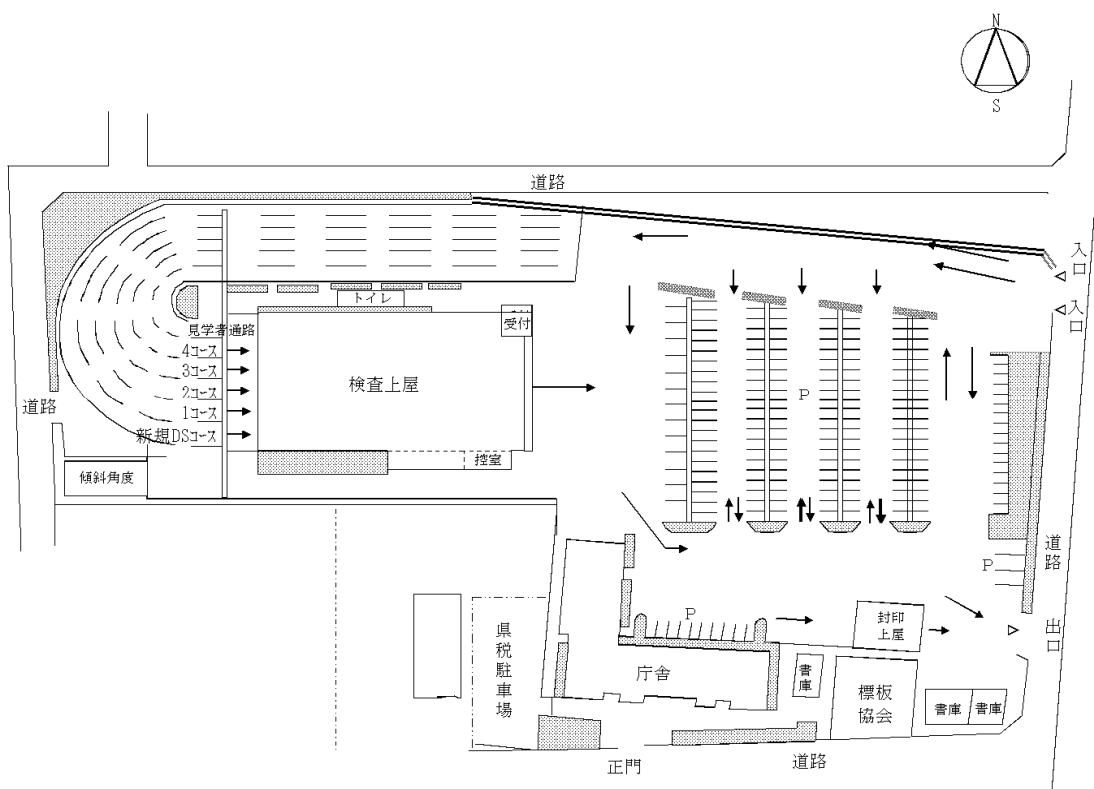
(ロ) 総敷地面積 22,322.67㎡ (うち3,243.69㎡は独立行政法人自動車技術総合機構、424.95㎡は一般財団法人沖縄県自動車標板協会へそれぞれ貸与)

### (ハ) 建物

	庁舎	検査上屋	傾斜角度測定上屋	書庫	封印上屋
面積	1,305.79㎡	2,214.0㎡	153.0㎡	228.0㎡	97.0㎡
構造	鉄筋コンクリート造 一部2階建	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄骨造平屋建

注) 平成14年7月1日の自動車検査独立行政法人(現在は独立行政法人自動車技術総合機構)設立に伴い「検査上屋」及び「傾斜角度測定上屋」は同法人へ出資

### (ニ) 庁舎及び検査上屋等配置図



(2) 宮古運輸事務所

(イ) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里1037番地の1  
 TEL 0980-72-4990 FAX 0980-73-3861

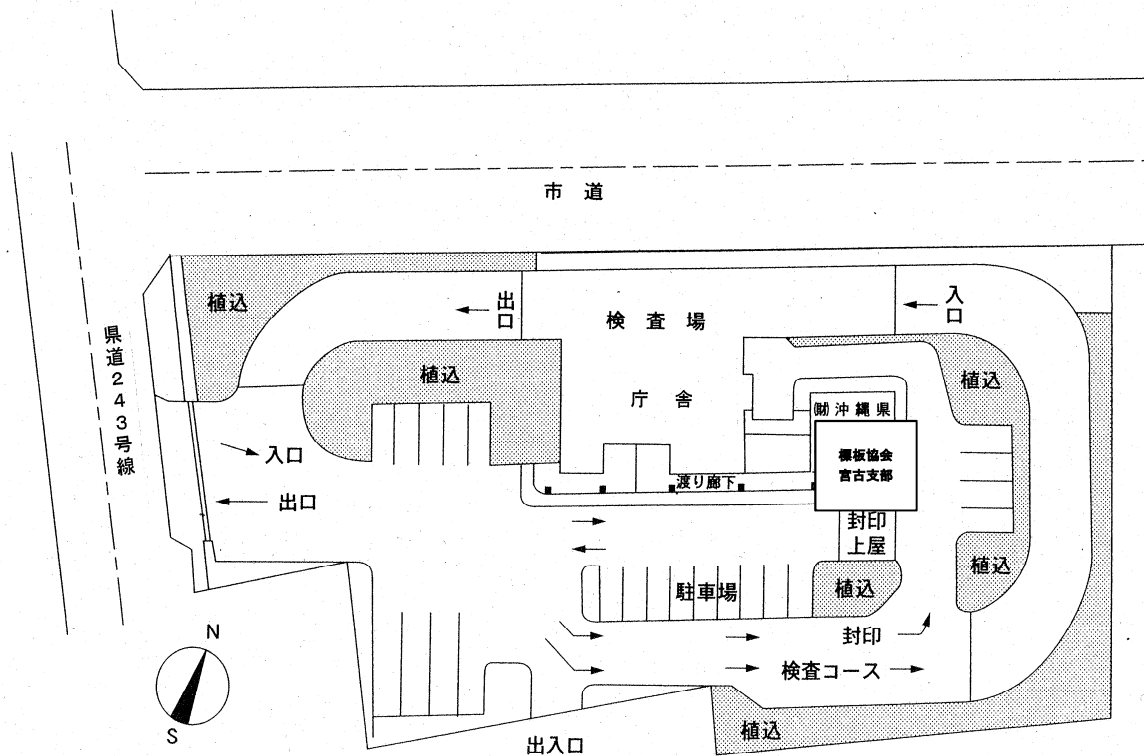
(ロ) 総敷地面積 4,172.83㎡ (うち103.17㎡は一般財団法人沖縄県自動車標板協会へ貸与)

(ハ) 建物

	庁舎	検査場	封印上屋
面積	249.48㎡	239.10㎡	36.90㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建

注) 平成14年7月1日の自動車検査独立行政法人(現在は独立行政法人自動車技術総合機構)設立に伴い「検査場」は同法人に貸与

(二) 庁舎及び検査上屋等配置図



(3) 八重山運輸事務所

(イ) 所在地 〒907-0002 石垣市真栄里863番地の15  
 TEL 0980-82-4772 FAX 0980-83-5065

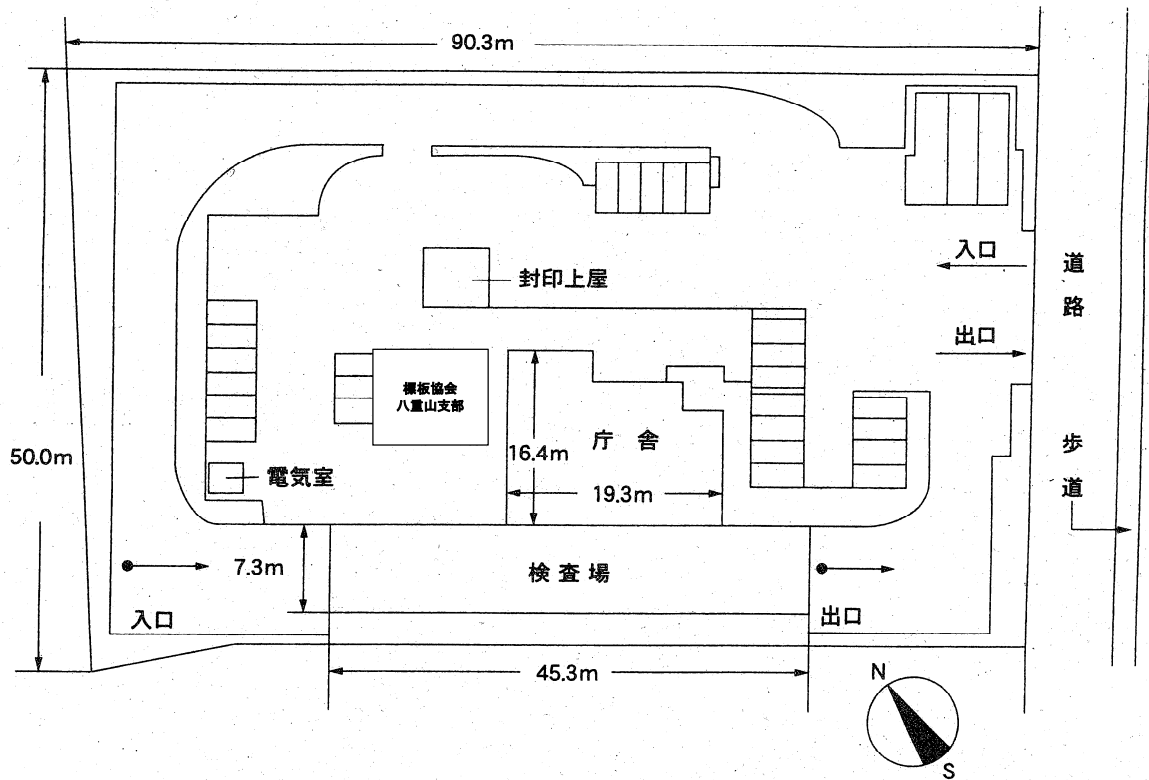
(ロ) 総敷地面積 4,515.00㎡ (うち127.2㎡は一般財団法人沖縄県自動車標板協会へ貸与)

(ハ) 建物

	庁舎	検査場	封印上屋
面積	279.86㎡	334.50㎡	36.00㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建

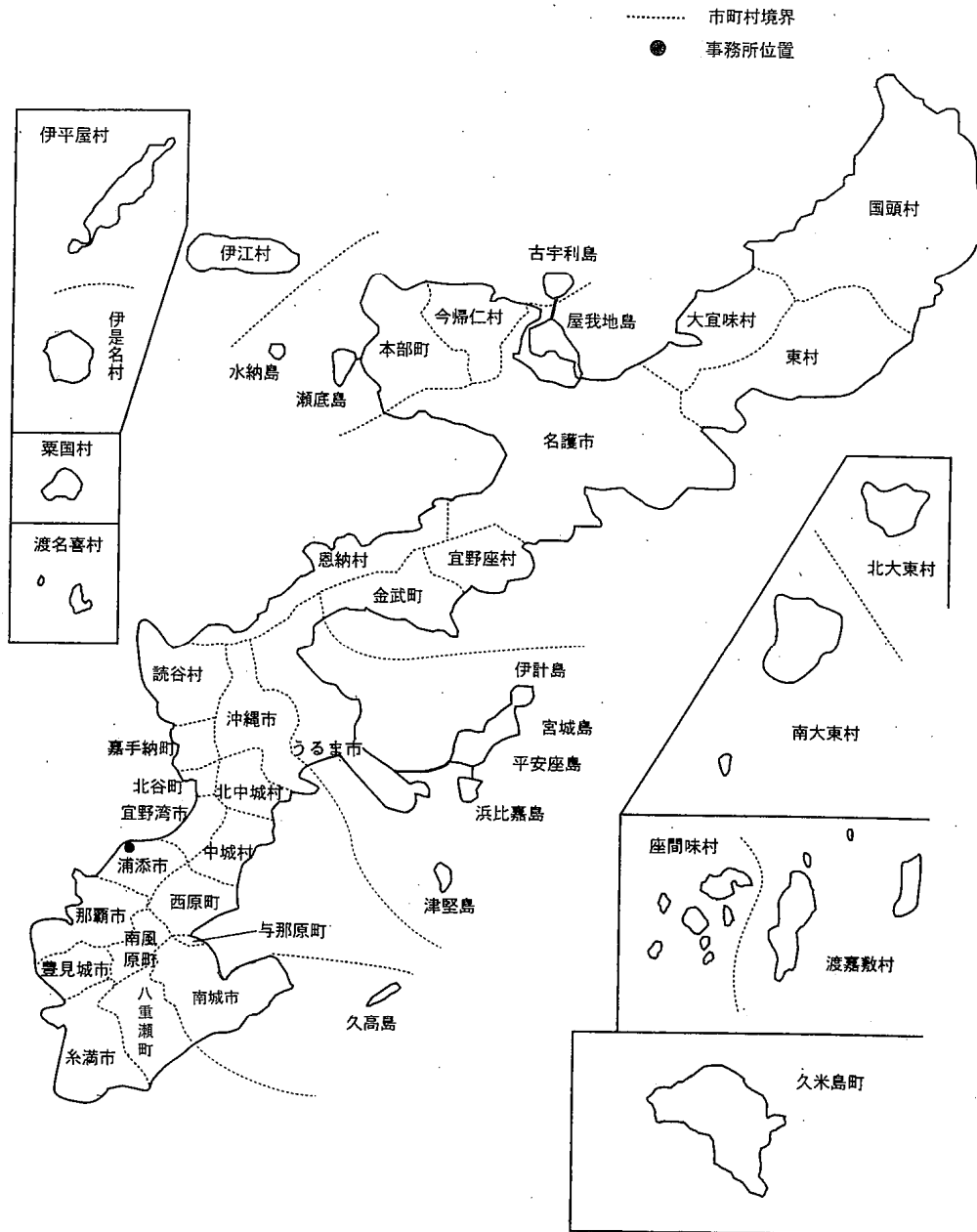
注) 平成14年7月1日の自動車検査独立行政法人 (現在は独立行政法人自動車技術総合機構) 設立に伴い「検査場」は同法人に貸与

(ニ) 庁舎及び検査上屋等配置図

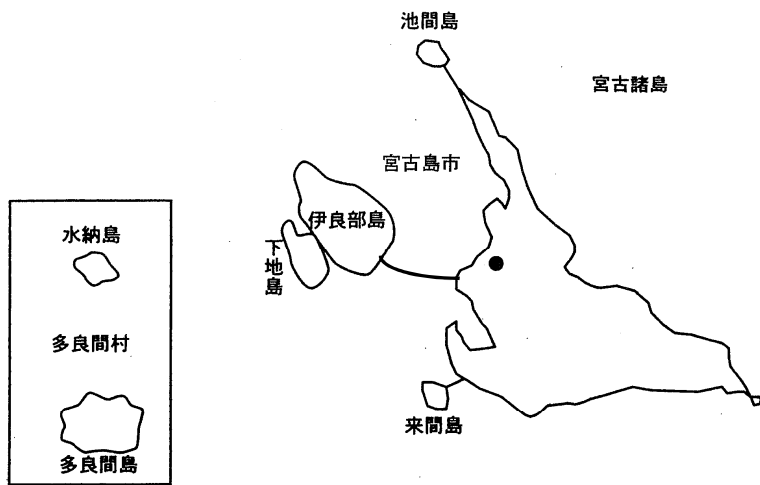


# 8. 業務管轄区域図

## (1) 陸運事務所



(2)宮古運輸事務所



(3)八重山運輸事務所

